**「ゼロカーボン おおさか」の実現に向けた取組みに関する連携協定書**

大阪市（以下「甲」という。）と株式会社バイウィル（以下「乙」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲及び乙が、J-クレジットをはじめとした各種環境価値に関する情報の共有化、その他温室効果ガスの排出量の削減に資する取組みを通じて相互の連携を強化することにより、「ゼロカーボン おおさか」（温室効果ガス排出量実質ゼロ）の実現に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第２条　甲及び乙は、前条に定める目的（以下「本目的」という。）のため、次の各号に掲げる事項について連携して取り組むものとする。

⑴　各種環境価値に関する情報、サービス、ノウハウ等の提供に関する事項

⑵　各種環境価値を活用した新たな脱炭素経営モデルの創出に関する事項

⑶　その他温室効果ガスの排出量の削減に資する事項であって、甲乙協議により必要と認める

事項

（協定内容の変更）

第３条　甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（秘密保持）

第４条　甲及び乙は、本協定に基づく連携の取組みにおいて、相手方から書面により秘密である旨明示して開示された情報を、相手方の書面による同意を得ずに第三者に開示し、又は本目的以外で使用してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は、この限りでない。

⑴　相手方から開示を受けた際に既に公知となっている情報

⑵　相手方から開示を受けた後、開示を受けた当事者の責によることなく公知となった情報　⑶　相手方から開示を受ける前に取得していた情報

⑷　本協定に違反することなく他の手段により取得した情報

⑸　相手方から開示を受けた情報を使用することなく取得した情報

⑹　法令等の規定により開示が義務付けられた情報

２　甲又は乙が業務を委任し、又は委託する弁護士、税理士、公認会計士その他の外部専門家、甲又は乙の関連会社等の役職員等、法令その他の規程、委任契約、社内規則等により秘密情報の取扱いに関し本協定と同等以上の秘密保持義務を負う者は、前項の第三者には含まれないものとする。

（期間）

第５条　本協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する１か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から１年間協定は更新され、その後も同様とする。

（解約）

第６条　前条の規定にかかわらず、甲又は乙のいずれかが、本協定の解約を希望する場合、解約予定日の１か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解約することができる。ただし、甲又は乙は、当該解約により損害が生じたとしても、相手方に対して当該損害の賠償を請求することはできない。

（その他）

第７条　本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

　本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各１通を保有する。

令和７年２月20日

甲　大阪市北区中之島１丁目３番20号

大阪市

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　大阪市長　横山　英幸

　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙　東京都中央区日本橋２丁目３番21号 群馬ビル６階

株式会社バイウィル

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役社長　下村　雄一郎